

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第三十九号

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則

(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の表総務部知事公室の部広報広聴課の項中「報道係 広報制作係 デジタル広報係」を「デジタル広報係 報道・広報制作係」に改め、同表地域創造部こども・女性局の部こども・女性課の項中「少子化対策係 女性活躍推進係」を「こども・若者支援係 ジェンダー平等推進係」に改め、同表福祉医療部の部中「福祉医療部」を「福祉保険部」に、

| 医 療 ・ 介 護 保 険 局 | | | |
|-----------------------|--------------|-----------------------|--|
| 医療保険課 | 介護保険課 | 地域包括支 援課 | |
| 指導・国保運営係 医療費適正化・福祉医療係 | 介護計画係 事業者支援係 | 長寿・包括ケア推進係 福祉人材確保・育成係 | |

| | | | |
|-----------------------|--------------|-----------------------|--|
| 医療保険課 | 介護保険課 | 地域包括支 援課 | |
| 指導・国保運営係 医療費適正化・福祉医療係 | 介護計画係 事業者支援係 | 長寿・包括ケア推進係 福祉人材確保・育成係 | |

を

に改め、

同表福祉医療部医療政策局の部病院マネジメント課の項中「病院機構・西和医療センター」建設支援係 医科大学・南和医療係 施設建築支援係」を「企画係 整備支援係」に改め、同表環境森林部の部森林環境課の項中「全国植樹祭・共生推進係」を「共生推進係 全国植樹祭推進係」に改め、同表産業部の部産業創造課の項中「産業政策係 産業連携・脱炭素化推進係」を「産業政策係」に、「産業用地創出支援係」を「産業用地・脱炭素係」に改め、同表産業部観光局の部観光力創造課の項中「観光情報発信係」を「観光情報発信係 インバウンド戦略係」に改め、同表県土マネジメント部の部道路建設課の項中「道路政策係 道路計画係」を「企画係」に改め、同表県土マネジメント部まちづくり推進局の部建築安全課の項中「開発指導係 監察・盛土対応係」を「開発・盛土指導係 監察・盛土企画係」に改め、同部営繕課の項中「建築総括第一係 教育施設建築係 建築総括第二係 住宅施設建築係」を「建築第一係 建築第二係」に改める。

第五条の表政策推進課の項を次のように改める。

| | | | |
|-------|-------|-------------|---------|
| | 政策推進課 | 施設プロジェクト統括室 | 企画係 事業係 |
| 万博推進室 | | | 万博推進係 |

第五条の表大和平野中央構想・スタートアップ推進課の項を削り、同表文化財課の項中「世界遺産係」を「魅力発信係 登録推進係」に改め、同表スポーツ振興課の項中「総務企画係」を「総務企画係 競技式典係」に改める。

第六条総務部の部知事公室政策推進課の項の次に次のように加える。

- 知事公室 政策推進課 施設プロジェクト統括室
- 一 県有施設のプロジェクツの総合調整に関すること。
- 二 県有施設の整備に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条地域創造部の部大和平野中央構想・スタートアップ推進課施設整備推進室の項を削り、同部スポーツ振興課国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室の

項中「及び主会場等の整備」を削り、同条福祉医療部の部中「福祉医療部」を「福祉保険部」に改め、同部医療・介護保険局医療保険課の項中「医療・介護保険局 医療保険課」を「医療保険課」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同部医療・介護保険局介護保険課の項中「医療・介護保険局 介護保険課」を「介護保険課」に改め、同部医療・介護保険局地域包括支援課の項中「医療・介護保険局 地域包括支援課」を「地域包括支援課」に改め、同部医療政策局薬務・衛生課の項第十号中「興行場」の下に「旅館業」を加え、同条環境森林部の部森林環境課の項に次の一号を加える。

十三 全国植樹祭の開催に関すること。

第六条産業部の部観光局観光戦略課の項第六号中「旅館業及び」を削り、同条県土マネジメント部の部まちづくり推進局建築安全課の項第三号中「宅地造成及び特定盛土等規制」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）の施行」に改める。

別表第一奈良県東京事務所の項中「企業誘致」を「涉外活動」に改め、同表奈良県旅券事務所及び奈良県外国人支援センターの項中「地域」を「多文化共生及び地域」に改め、同表奈良県消費生活センターの項所掌事務の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表奈良県郡山保健所から奈良県保健研究センターまでの項中「福祉医療部総務課」を「福祉保険部総務課」に改め、同表奈良県薬事研究センター及び奈良県食品衛生検査所の項中

| | | |
|--|---|---|
| 「 二 と畜場、食鳥処理 場及び中央卸売市場 における食品衛生法 （昭和二十二年法律 第二百三十三号）及 び食品表示法（平成 | を | 「 二 と畜場、食鳥処理 場及び中央卸売市場 における食品衛生法 （昭和二十二年法律 第二百三十三号）及 び食品表示法（平成 二十五年法律第七十 号）に基づく事務 |
| | | 三 と畜場及び食鳥処 理場における農林水 に改める。 |

二十五年法律第七十号)に基づく事務

産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)に基づく事務(厚生労働大臣が定める手続により行うものに限る。)

別表第二奈良県東京事務所の項所掌事務の欄行政課の款第三号を削り、同表奈良県外国人支援センターの項を削り、同表奈良県奈良県税事務所及び奈良県中南和県税事務所の項課の名称の欄中「課税課」を「課税第一課 課税第二課」に、「徴収課」を「徴収課 地方税滞納整理課」に改め、同項所掌事務の欄課税課の款を削り、同項所掌事務の欄課税第一課の款及び課税第二課の款を次のように改める。

課税第一課

一 県民税(法人県民税を除く。)、個人事業税、不動産取得税及び鉦区税の賦課に関する事(県民税(法人県民税を除く。))及び個人事業税にあつては、奈良県税務所に限る。)

二 前号に掲げる各税の犯則事件に関する事。

三 地区税務協議会に関する事(奈良県税務所に限る。)

課税第二課

一 個人県民税、法人県民税、個人事業税、法人事業税、ゴルフ場利用税及び産業廃棄物税の賦課徴収に関する事(個人県民税、個人事業税、ゴルフ場利用税及び産業廃棄物税にあつては、中南和県税務所に限る。)

二 前号に掲げる各税の犯則事件に関する事。

三 地区税務協議会に関する事(中南和県税務所に限る。)

四 納税貯蓄組合に関する事(中南和県税務所に限る。)

別表第二奈良県奈良県税事務所及び奈良県中南和県税事務所の項所掌事務の欄徴収課の款第三号中「こと」の下に「(奈良県税務所に限る。)」を加え、同表奈良県高田こども家庭相談センターの項課の名称の欄中「こども支援課」を「こども支援第一課 こども支援第二課」に改め、同項所掌事務の欄こども相談課の款第三号中「こ

ども支援課」を「他課」に改め、同号を同款第四号とし、同款第二号の次に次の一号を加える。

三 女性についての相談等に関すること。

別表第二奈良県高田こども家庭相談センターの項所掌事務の欄こども支援課の款中「こども支援課」を「こども支援第一課」に改め、第七号を削り、同款の次に次のように加える。

こども支援第二課

大和高田市、五條市、御所市、葛城市、北葛城郡及び吉野郡の区域内におけることも支援第一課の所掌事務と同様とする。

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「福祉医療部」を「福祉保険部」に改め、同号中「医療・介護保険局長及び」を削る。

第六条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十三項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一外国人支援センターの項中「室長」を「次長」に改める。

(奈良県標準的な職を定める規則の一部改正)

第三条 奈良県標準的な職を定める規則(平成二十八年三月奈良県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄第三号中「外国人支援センターの室長」を「外国人支援センターの次長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に次の表の上欄に掲げる部の部長、局長、次長、参事又は主任調整員に補せられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる部の部長、局長、次長、参事又は主任調整員に補せられたものとする。

| | |
|------------|------------|
| 福祉医療部 | 福祉医療部 |
| 福祉医療部医療政策局 | 福祉医療部医療政策局 |
| | 福祉保険部 |
| | 福祉保険部医療政策局 |

3 施行日の前日に次の表の上欄に掲げる課の課長、室長、参事、主幹、課長補佐、室長補佐、主任調整員、副主任、係長若しくは調整員に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる課の課長、室長、参事、主幹、課長補佐、室長補佐、主任調整員、副主任、係長若しくは調整員に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

| | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| 地域創造部大和平野中央構想・スター トアップ推進課施設整備推進室 | 総務部知事公室政策推進課施設プロジ ェクト統括室 |
| 福祉医療部総務課 | 福祉保険部総務課 |
| 福祉医療部地域福祉課 | 福祉保険部地域福祉課 |
| 福祉医療部障害福祉課 | 福祉保険部障害福祉課 |
| 福祉医療部医療・介護保険局医療保険 課 | 福祉保険部医療保険課 |
| 福祉医療部医療・介護保険局介護保険 課 | 福祉保険部介護保険課 |
| 福祉医療部医療・介護保険局地域包括 支援課 | 福祉保険部地域包括支援課 |
| 福祉医療部医療政策局地域医療連携課 | 福祉保険部医療政策局地域医療連携課 |

| | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 福祉医療部医療政策局地域医療連携課 医師・看護師確保対策室 | 福祉医療部医療政策局地域医療連携課 医師・看護師確保対策室 |
| 福祉医療部医療政策局病院マネジメント課 | 福祉保険部医療政策局病院マネジメント課 |
| 福祉医療部医療政策局健康推進課 | 福祉保険部医療政策局健康推進課 |
| 福祉医療部医療政策局疾病対策課 | 福祉保険部医療政策局疾病対策課 |
| 福祉医療部医療政策局薬務・衛生課 | 福祉保険部医療政策局薬務・衛生課 |

4 施行日の前日に次の表の上欄に掲げる機関の課長、主幹若しくは係長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる機関の課長、主幹若しくは係長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられたものとする。

| | |
|---------------------------|-----------------------------|
| 奈良県奈良県税事務所課税課 | 奈良県奈良県税事務所課税第一課 |
| 奈良県高田子ども家庭相談センター ども支援課 | 奈良県高田子ども家庭相談センター ども支援第一課 |

(奈良県救急搬送及び医療連携協議会規則の一部改正)

5 奈良県救急搬送及び医療連携協議会規則(平成二十二年三月奈良県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「福祉医療部」を「福祉保険部」に改める。

(奈良県庁舎管理規則の一部改正)

6 奈良県庁舎管理規則(昭和四十四年六月奈良県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中

| | |
|------------|-----------|
| 福祉医療部長室 | 福祉医療部総務課長 |
| 医療・介護保険局長室 | 医療保険課長 |

を

福祉保険

部長室

福祉保険部総務課長

に改める。

(奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会規則等の一部改正)

7 次に掲げる規則の規定中「福祉医療部地域福祉課」を「福祉保険部地域福祉課」に改める。

一 奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第三十九号)第八条

二 奈良県地域福祉推進計画策定委員会規則(平成二十七年七月奈良県規則第十三号)第八条

三 奈良県社会福祉総合センター指定管理者選定審査会規則(平成二十九年三月奈良県規則第六十八号)第八条

(奈良県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

8 奈良県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年三月奈良県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七号様式(裏)及び第七号様式の二(裏)中「ナラノチカラ」を「ナラノチカラ」に改める。

(奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会規則及び奈良県障害者相談等調整委員会規則の一部改正)

9 次に掲げる規則の規定中「福祉医療部障害福祉課」を「福祉保険部障害福祉課」に改める。

一 奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会規則(平成二十七年三月奈良県規則第百六号)第九条

二 奈良県障害者相談等調整委員会規則(平成二十七年九月奈良県規則第二十五号)

第六条

(奈良県国民健康保険運営協議会規則の一部改正)

10 奈良県国民健康保険運営協議会規則(平成二十九年三月奈良県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「福祉医療部医療・介護保険局医療保険課」を「福祉保険部医療保険課」に改める。

(奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則の一部改正)

11 奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「福祉医療部医療・介護保険局介護保険課」を「福祉保険部介護保険課」に改める。

(奈良県福祉・介護人材確保協議会規則の一部改正)

12 奈良県福祉・介護人材確保協議会規則(平成二十七年七月奈良県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「福祉医療部医療・介護保険局地域包括支援課」を「福祉保険部地域包括支援課」に改める。

(奈良県奈良構想区域地域医療構想調整会議規則等の一部改正)

13 次に掲げる規則の規定中「福祉医療部医療政策局地域医療連携課」を「福祉保険部医療政策局地域医療連携課」に改める。

一 奈良県奈良構想区域地域医療構想調整会議規則(平成二十八年十月奈良県規則第二十一号)第八条

二 奈良県東和構想区域地域医療構想調整会議規則(平成二十八年十月奈良県規則第二十二号)第八条

三 奈良県西和構想区域地域医療構想調整会議規則(平成二十八年十月奈良県規則第二十三号)第八条

四 奈良県中和構想区域地域医療構想調整会議規則(平成二十八年十月奈良県規則第二十四号)第八条

五 奈良県南和構想区域地域医療構想調整会議規則(平成二十八年十月奈良県規則第二十五号)第八条

(奈良県訪問看護推進協議会規則及び奈良県地域医療対策協議会規則の一部改正)

14 次に掲げる規則の規定中「福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室」を「福祉保険部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室」に改める。

一 奈良県訪問看護推進協議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第四十六号)第七條

二 奈良県地域医療対策協議会規則(平成三十一年三月奈良県規則第六十八号)第七條

(新西和医療センター整備基本計画検討委員会規則の一部改正)

15 新西和医療センター整備基本計画検討委員会規則(令和六年三月奈良県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七條中「福祉医療部医療政策局病院マネジメント課」を「福祉保険部医療政策局病院マネジメント課」に改める。

(奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会規則等の一部改正)

16 次に掲げる規則の規定中「福祉医療部医療政策局健康推進課」を「福祉保険部医療政策局健康推進課」に改める。

一 奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第四十四号)第八條

二 奈良県母子保健運営協議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第四十七号)第八條

三 奈良県難病等対策協議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第四十九号)第六條

四 なら健康長寿基本計画推進戦略会議規則(平成二十五年十月奈良県規則第十五号)第七條

(奈良県がん予防対策推進委員会規則等の一部改正)

17 次に掲げる規則の規定中「福祉医療部医療政策局疾病対策課」を「福祉保険部医療政策局疾病対策課」に改める。

一 奈良県がん予防対策推進委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第四十一号)第九條

二 奈良県たばこ対策推進委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第四十三号)

第八条

三 奈良県自殺対策連絡協議会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第四十八号）第八條

四 奈良県がん対策推進協議会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第五十号）第八條

（奈良県後発医薬品安心使用促進協議会規則の一部改正）

18 奈良県後発医薬品安心使用促進協議会規則（平成二十五年三月奈良県規則第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第七條中「福祉医療部医療政策局薬務・衛生課」を「福祉保険部医療保険課」に改める。

（奈良県公衆浴場入浴料金協議会規則の一部改正）

19 奈良県公衆浴場入浴料金協議会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第六條中「福祉医療部医療政策局薬務・衛生課」を「福祉保険部医療政策局薬務・衛生課」に改める。